

令和7年度南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業公募型プロポーザルに係る質問書への回答

NO.	表 題	質 問 内 容	回 答	回答日
1	登録小売電気事業者の登録に関する通知等のご提出について	募集要領10.(4)の参加申込の提出書類に、「登録小売電気事業者の登録に関する通知等の証明書類」とありますが、共同企業体の構成員に小売電気事業者を含めない場合には、提出は不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	2026.2.24
2	現在ご契約の電気料金単価について	ご提供いただいた資料に、現在ご契約の電気料金請求書がございましたが、R7年12月分から単価が変わっております。ご提供資料から、現在の基本料金単価、従量料金単価のその他季の単価は確認できますが、夏季の単価については確認がとれませんでした。夏季の単価をご提示いただくことは可能でしょうか。	令和8年2月24日時点で「資料提供閲覧申請書及び誓約書（様式3）」を提出している事業者宛に、追加資料として電子メールにより送付いたします。 なお、それ以降に「資料提供閲覧申請書及び誓約書（様式3）」の提出があった事業者へも本資料の提供をすることとします。	2026.2.24
3	募集要項8ページ「11. 企画提案書の提出」について	企画提案書について、正本と副本を各1部（計2部）と指定がございますが、正本と副本の違いをご教示ください。	正本、副本とも同じ内容のものを提出してください。 正本についてはカラー印刷、副本については白黒印刷でも差し支えありません。	2026.2.24
4	募集要項2ページ「3. 補助金の交付」について	同一敷地内に補助金対象の異なった太陽光発電設備が北庁舎である場合で、接続箱（集電箱）共通部分として使用する部分について、どちらの補助金（補助率）の対象にするかは、こちらで判断して振り分けてよろしいのでしょうか。それとも指定があるのでしょうか。厳密な意味で2つに分けることができないものもあるため、ご教示ください。	接続箱等の共通部分については、屋根置き太陽光・カーポートの発電設備容量に応じて費用を按分し、それぞれの補助金に振り分けを行ってください。	2026.2.24
5	電力供給開始日について	締結後に部材発注、建築確認申請、電力申請等を踏まえたと令和8年7月1日（水）運転開始がかなり厳しいと予想されます。予定運転開始日より後ろ倒しになった場合、ペナルティー等はあるのでしょうか。	原則、令和8年7月1日（水）を電力供給開始日としますが、行政許認可調整、資材納期等の理由により、設備の導入時期及び電力供給開始日を延長したい場合は市と事業者で協議のうえ、変更することも可能です。その場合、令和8年7月1日（水）の電力供給開始が難しいと判明した時点でご相談ください。	2026.2.24
6	納品及び工事時間帯等について	商材の搬入等について、営業日以外の土日祝に実施等の指定はございますか。また、工事時間帯について、ご指定はありますでしょうか。	市役所北庁舎については、原則平日の9：00～17：00となり、 ひばり生涯学習センターについては平日土日問わず、9：00～17：00の時間帯であれば可能です。 ただし、施設の利用状況に応じて変更になる場合もございますので、詳細な日程については協定の締結後にご相談ください。	2026.2.24
7	仕様書4ページ「（2）その他の事項_⑤撤去」について	事業期間終了となり、まだ設備が使用できる場合は譲渡ではなく、撤去という考えでよろしいでしょうか。譲渡等の交渉の余地はありますでしょうか。	事業期間終了後の設備の取り扱いについては原則撤去としますが、仕様書の「2. 事業の内容／（3）基本事項／④」にあるとおり、事業期間終了の2年前を目安に、市と協議の上、方針を決定します。	2026.2.24
8	参加申込 提出書類について	共同企業体での参加の場合、（様式6）共同企業体業務実施体制表にて、共同企業体名・代表者・構成員を明記、各法人の役割を明示し、特に電力供給契約の主体を明らかにすることとなっているが、共同企業体に参加する法人に建設工事実施法人を加えることは必須か。 また、建設工事を共同企業体より地元法人に再委託することは認められるか。	共同企業体に参加する法人に建設工事実施法人を加えることは必須ではございません。 また、建設工事を共同企業体より地元法人に再委託することも可能です。	2026.2.24